

介護が必要になったら

1 申請

お住まいの区の保健福祉センター介護保険担当の窓口で、「要介護認定」の申請を行ってください。

居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターに依頼して申請を代行してもらうこともできます。

■申請に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 老人保健法医療受給者証（老人保健受給者証）
- 健康保険被保険者証（40歳から64歳までの場合）

2 認定調査

大阪市から委託を受けた調査員が、心身の状況などについて調査を行います。必要に応じて、保健福祉センターの保健師が同行します。

■認定調査時の介添え制度

認定調査に不安を抱く方や、障害のために意思疎通が難しい方、言葉が通じない外国籍の方などが、安心して調査を受けられるよう、無料で通訳などが同席する大阪市独自の制度があります。希望される方は、申請のときに申し出てください。



3 主治医意見書

大阪市から主治医に心身の障害の原因である病気などに関する意見書の作成を依頼します。



4 介護認定審査会

認定調査の結果と主治医の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が、介護にかかる時間や心身の状態が維持・改善する可能性に基づき、介護を必要とする度合い（状態の区分）を審査します。



8 更新

認定の有効期間は、原則6か月（更新の場合は12か月）です。ただし、心身の状態によって24か月まで延長、3か月まで短縮される場合があります。

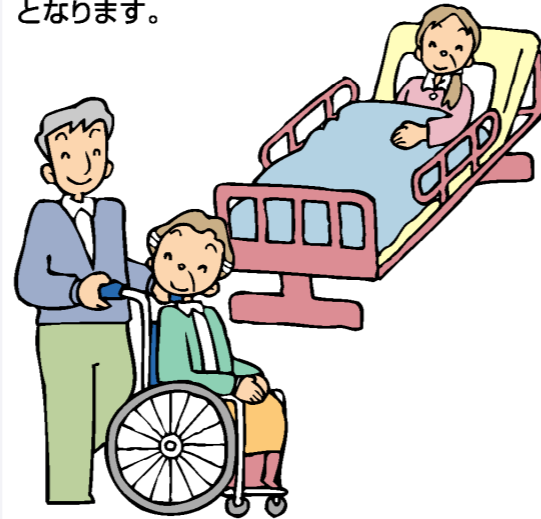
引き続きサービスを利用する場合は、有効期間満了の日の60日前から更新申請ができます。

なお、心身の状態が変化した場合、残りの有効期間にかかわらず、いつでも状態の区分の変更申請ができます。

7 サービスの利用

ケアプランにもとづいて、サービスを利用します。

原則として費用の1割は利用者の負担となります。



6 ケアプランの作成

どんなサービスを、どれくらい利用するか、ケアプランを作成します。
……8～9ページ



■暫定ケアプラン

認定結果が出るまでの間、仮の「暫定ケアプラン」を作成し、サービスを利用することができます。

ただし、サービスの利用額が、認定された要介護状態区分の利用限度額を上回った場合、その上回った額は全額自己負担となります。

5 要介護・要支援認定

■認定結果の通知

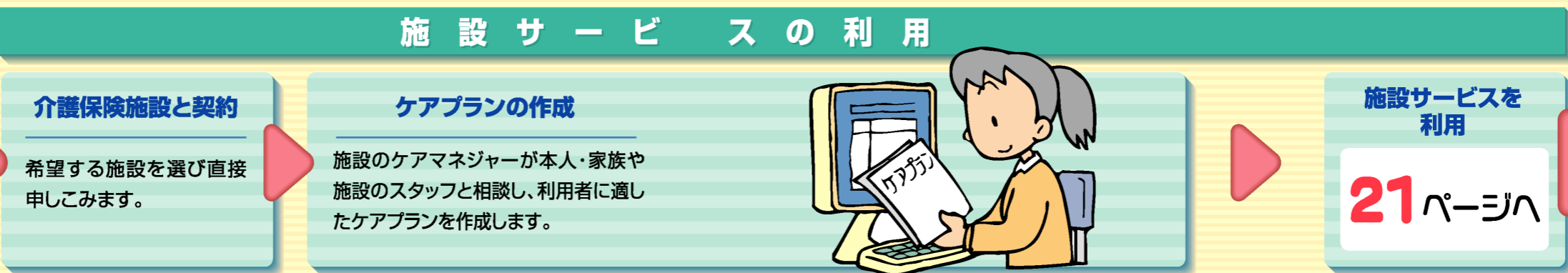
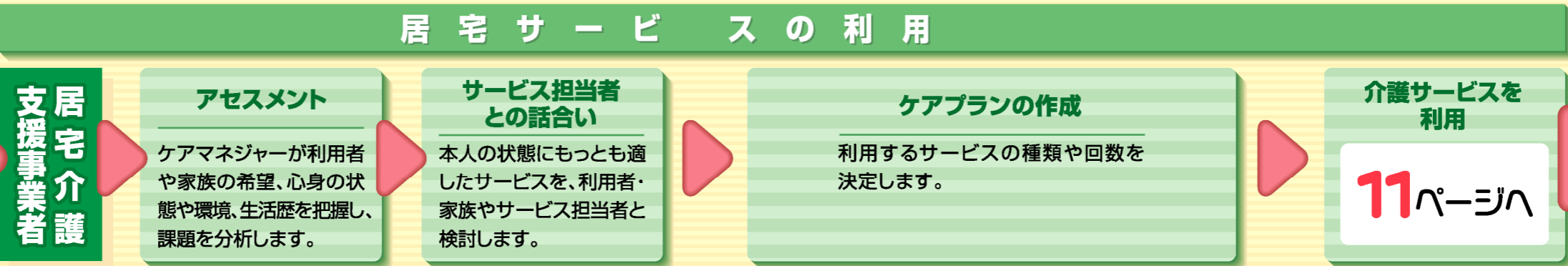
介護認定審査会の審査判定結果にもとづいて、大阪市が要介護・要支援認定を行い、本人に通知します。

■状態の区分

| | |
|---------|-----------------|
| 要介護5 | 介護サービスを利用できる方 |
| 要介護4 | |
| 要介護3 | |
| 要介護2 | |
| 要介護1 | |
| 要支援2 | 介護予防サービスを利用できる方 |
| 要支援1 | |
| 非該当(自立) | 介護予防事業等を利用できる方 |

ケアプランの作成

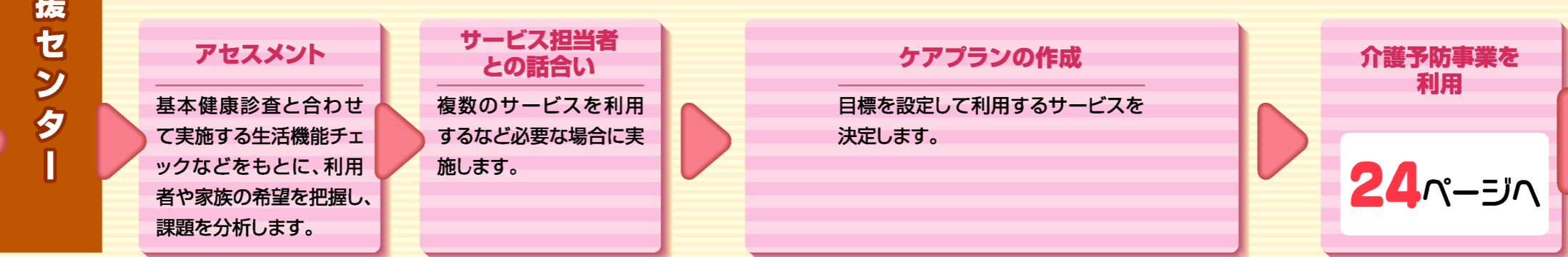
介護サービスを利用できる方
(要介護1~5)



介護予防サービスを利用できる方
(要支援1・2)



介護予防事業を利用できる方
(非該当)



効果を評価、プランを見直す

サービス入会利用
の手続き

※介護予防のケアプランの原案作成はお近くの

居宅介護支援事業所へ委託することがあります。

居宅介護支援事業者

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して、適切な**ケアプラン**を作成し、市町村、サービス提供事業者などとの連絡調整を行います。

介護予防支援事業者(地域包括支援センター)

保健師または地域で活動経験のある看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士などが、「要支援1」「要支援2」と認定された方にできる限り自立した、自分らしい生活が実現できるよう**ケアプランの作成**、サービス事業者との連絡調整などを行います。

地域包括支援センター

「要支援1」「要支援2」と認定された方の**ケアプランを作成**するほか、高齢者や介護をされておられる家族の方やケアマネジャーの相談に応じます。

要介護状態にある方に適切な支援が行われるようケアマネジャーを側面から支援します。

ケアマネジャーの後方支援



社会福祉士

成年後見制度の利用促進
高齢者虐待の早期発見や防止など

総合相談・権利擁護



主任ケアマネジャー



保健師または地域で活動経験のある看護師

ケアプランを作成し、各自の目標とする生活ができるよう支援します。

介護予防マネジメント

介護保険サービスの関係者

利用者、被保険者

医師会、介護支援
専門員等の職能団体

地域包括支援センター運営協議会

NPO等の地域サービスの
関係者

権利擁護・相談を担う関係者

※地域包括支援センターの運営は、市が設置する「地域包括支援センター運営協議会」で中立性・公正性を確保するしくみとなっています。

各区の地域包括支援センターの住所・連絡先は31ページ